令和７年度法調会

議　事　録

日　時　　令和８年１月２８日（水）午後３時３０分～午後４時１０分
会　場　　津地方法務局　３階大会議室
出席者（敬称略）
【津地方法務局】※以下、「法務局」と略記

局長	加藤和孝
次長	兼田　敬
総務課長	中山貴之
首席登記官(不動産登記担当)	中村文彦
総括表示登記専門官	吉田香代
庶務係長	中野雄矢

【三重県土地家屋調査士会】※以下、「調査士会」と略記

会長	川井一浩
副会長	高山秀峰
副会長	吉川清丈
副会長	山本幸司
常任理事	市川　誉
常任理事	中村行彦
常任理事	鎰元慶太
常任理事	吉田穣次

１　自己紹介
（内容省略）

２　法務局要望事項
法務局における重要施策への協力依頼について
法務局：　土地家屋調査士の皆様方には、これまでも、筆界調査委員、あるいは、筆界特定手続の代理人として、筆界特定制度の適正かつ円滑な運営に御支援をいただくとともに、国民に対する相続登記の促進等、様々な場面において、法務局への御協力をお願いしている。

現在、法務局では所有者不明土地問題への対応策として複数の施策を講じており、特に「表題部所有者不明土地解消事業」においては処理速度を加速する必要があることから、今年度、所有者等探索委員を２名増員し、現在２２名の方を所有者等探索委員として任命している。

これら、いずれにおいても、土地家屋調査士の皆様方の更なる御支援と御協力が不可欠であることから、今後も協力関係の継続をお願いしたい。

法 務 局：　筆界特定事務においては、名古屋法務局管区内の他局では令和５年度から標準処理期間を従前の６か月から９か月へと変更したが、当局においては現在も標準処理期間を６か月としており、滞りなく処理することができている。これも、筆界調査委員の尽力のおかげであるため、引き続き協力をお願いしたい。

また、表題部所有者不明土地解消事業においては、現在１４８筆の表題部所有者不明土地について、所有者等探索委員に事件を指定しており、こちらについても引き続き協力をお願いしたい。

調査士会：　我々に協力できることは今後も引き続き協力していきたい。

３　調査士会要望事項

(1) オンライン申請促進に伴う現在の状況について

調査士会：　オンライン申請は迅速な事務処理には不可欠であると当会も認識している。今後も益々オンライン申請を推進していきたいと考えているが、全体のオンライン申請率や表示登記のみに係るオンライン申請率などの情報があればお聞きしたい。

法 務 局：　令和７年の当局におけるオンライン申請率は、８１．２％となっており、令和６年の７８．８％より向上している。

なお、表示登記に係るオンライン申請率についても、約８０％となっており、令和元年に調査士報告方式が開始され、年々、オンライン申請率が向上しているところである。引き続き、オンライン申請の促進に協力願いたい。

調査士会：　過去には、法務局の職員が当会会員の事務所に出向き、オンライン申請の操作方法等について、助言等を行っていたこともあるが、現在も同様に行っているのか確認したい。

法 務 局：　調査士報告方式が始まったこともあり、現在、土地家屋調査

士による書面申請はほぼ無いことから、事務所に出向いての助言等は行っていない。

調査士会：　オンライン申請を行う際に、添付書類のファイルサイズの容量に上限があるが、容量が拡張される予定はあるか確認したい。

法 務 局：　現時点で、容量が拡張されるという情報は把握していない。

調査士会：　承知した。

(2) 非調査士による登記申請の把握とその対応について

調査士会：　非土地家屋調査士調査について、当会の各支部が調査協力しているが、疑義があるとして当会から報告した事案に対して、措置した件数や、措置の内容について、可能な範囲で構わないので情報の共有をお願いしたい。

法 務 局：　「土地家屋調査士法等違反の調査」については、土地家屋調査士法施行規則第３９条の２の規定に基づき、貴会に調査を委嘱しており、当該調査結果について当局で検討を行い、必要に応じて措置を講じている。

措置の内容については、告発、警告文の送付、口頭注意などが想定されるが、どの程度の違反があればこれらの措置を講ずるかの明確な基準は法令上規定されていない。

当局としては、登記に関する手続の代理を業とすることができない者が代理行為等を行うことは、登記の正確性を損ない、登記制度の信頼を揺るがすことにもなりかねないことから、これらの行為を認知した場合は、行為の悪質性、反復性等を総合的に勘案し、状況によっては行為をした者に警告等を発することは当然であると考えており、実際に近年においても、何件か相応の措置を講じている。

なお、登記申請書類は個人に関する情報であり、厳正な管理が必要であることから、具体的な事例について申し上げることはできないため、御理解をお願いしたい。

調査士会：　承知した。適正に措置していただいているのであれば、今後も引き続き調査に協力したい。